

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

特別職の職員の給与について、県内の実情等を適切に反映させるため、その検討に必要な手続を定めようとするものである。

2 条例の概要

(1) 知事等の給与の種類

知事、副知事、出納長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者の給与に退職手当が含まれることを明らかにする。

(2) 知事による検討

ア 知事が議会の議員並びに知事、副知事及び出納長の給与制度（退職手当制度を含む。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

イ 有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。

ウ 知事は、有識者による会議で聴いた意見の要点を適切な方法で公表するものとする。

エ 給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

(3) 議会による検討

議会又はその議員が行う給与制度の改正の必要性の検討について必要な事項は、議会が別に定める。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県特別職報酬等審議会条例は、廃止する。

ウ 次に掲げる条例について所要の改正を行う。

(ア) 知事等の退職手当に関する条例

(イ) 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部が改正され、市町村が作成する中心市街地の活性化に関する基本計画（以下「基本計画」という。）については内閣総理大臣による認定制度が、民間事業者が作成する特定中心市街地活性化事業に係る計画（以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）については当該事業を所管する大臣による認定制度が設けられた。

(2) (1)にかんがみ、商業基盤施設（顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設であって、研修又は会議の用に供するもの及び顧客のための共同荷さばきの用に供するものをいう。以下同じ。）に関し、不動産取得税について不均一課税をすることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活動の向上を図る。

2 条例の概要

(1) 1の(1)の認定制度による認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設を認定基本計画公表の日（当該日が平成20年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。）から3年内に設置した者については、次に掲げる家屋又は土地の取得（公表日以後の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率 100分の4）とする。

ア 当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊戯施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）の取得

イ アの家屋の敷地である土地の取得（当該取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とす

る当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

法人等の県民税の法人税割に係る超過課税の特例期間が終了することにかんがみ、産業振興の財源の一部に充てるため、引き続き5年間の特例期間を設けて超過課税を実施するとともに、中小法人等に対する不均一課税を実施する。

2 条例の概要

- (1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、法人等の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税を実施する。

【税率の適用区分】

本則税率		5.0パーセント
特例期間中の法人税割の税率	中小法人等(資本金等の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人等)	5.0パーセント
	中小法人等以外の法人	5.8パーセント

- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。
- (3) 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国民健康保険法の一部が改正され、新たに入院時生活療養費及び保険外併用療養費が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金を算定するための保険給付費に次の給付費を加える。

- ア 入院時生活療養費
- イ 保険外併用療養費

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

※ 入院時生活療養費：【療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、現行の「入院時食事療養費」を廃止し、「入院時生活療養費」を設けるもの。】

◇鳥取県採石条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 本年2月に採石場で災害が発生した際、報告がなく対応が遅れた。
- (2) 採石法施行規則の一部が改正され、採取計画に定める事項及び認可申請書に添付する書類が追加された。
- (3) (1)及び(2)に伴い、災害の発生を防止するため、採石業者に対する災害発生報告の義務付け、認可基準の見直し等を行う。

2 条例の概要

(1) 採石業者の義務等	ア 採石業者は、採石場の区域内にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管してはならない。知事は、採石業者が採石場の区域内に当該廃棄物を保管していると認めたときは、採
--------------	---

	<p>石法に基づき、区域外に搬出するよう命ずる。</p> <p>イ 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事に報告しなければならない。</p>
(2) 採石認可の基準の見直し	<p>次のとおり採石認可の基準を見直す。</p> <p>(ア) 保全区域の幅 隣接地の利用状況のほか、掘削区域の高低差に応じて5メートル以上で規則で定める距離以上とする。</p> <p>(イ) 脱水ケーキ 採石業者は、採石場内に堆積するときは、廃土若しくは廃石と混合し、又は交互に積み上げる。また、脱水ケーキの処理については、廃棄物に該当しないものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って処理すること。</p> <p>(ウ) 跡地の防災措置に係る資金 跡地の防災措置を行うために必要な資金を確保できる場合でなければ、採石認可をしない。</p>
(3) 緑化に係る指針	<p>知事は、跡地の防災措置のうち緑化について採石業者が配慮すべき事項に関する指針を定め、公表することができる。</p>
(4) 認可計画の変更命令	<p>知事は、認可計画に基づいて行われている岩石の採取が認可基準を満たしていない場合において、認可計画を変更すべきであると認めるときは、当該採石業者に対して、認可計画を変更するよう命ずることができる。</p>
(5) 改善計画の提出命令	<p>知事は、採石業者が認可計画を遵守していないと認めるときは、採石法に基づく命令をする場合を除き、採石業者に対して改善計画の提出を命ずる。</p>
(6) 鳥取県採石場安全対策審議会	<p>鳥取県採石場安全対策審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置く。</p>
(7) その他	<p>その他所要の規定の整備を行う。</p>
(8) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成19年1月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>